

第5回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和2年9月14日(月) 15時17分～15時30分

2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 石岡委員、佐藤委員、飛鳥委員、森委員、戸沢委員
労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、小枝委員、黒滝委員、野坂委員
使用者委員 小笠原委員、三上委員、齋藤委員、平野委員

【事務局】 請園青森労働局長、細田労働基準部長、吉田賃金室長、成田賃金係長、長尾厚生労働事務官

4 開 会

賃金係長 それでは、ただ今より第5回青森地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の委員の出欠状況ですが、田中委員が欠席されておりますが、定足数に達しておりますことを御報告いたします。

本日の審議会の公開に関しては、傍聴人の希望について公示を行いましたが、申込みがありませんでしたので、併せて報告いたします。

以降の議事進行につきましては、石岡会長によりしくお願いいたします。

石岡会長 はい。それでは、よろしくおんいをいたします。

まず最初に、議事録署名者の指名ですが、労働者代表委員からは赤間委員、使用者代表委員からは小笠原委員にお願いしたいと思ひます。よろしくおんいします。

(両委員から、了承の声)

5 議 事

(1) 青森県特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について

産業別最低賃金検討小委員会報告について

石岡会長 はい。それでは、さっそく議事に入ります。

産業別最低賃金検討小委員会の報告であります。

これまで、産業別最低賃金の改正の必要性の有無について、小委員会のほうで検討を行って参りましたが、その小委員会の方の報告を基に審議を進めたいと思っております。小委員会の検討結果につきましては、佐藤委員長代理から報告をお願いいたします。

佐藤委員長代理 それでは、産業別最低賃金検討小委員会の審議経過についてご報告させていただきます。

検討小委員会は、9月11日と本日の2日間にわたり、4業種について、申出人及び参考人、合わせて8人の方から意見を聴取するとともに、必要性の有無について検討を行いました。

意見聴取における労働者側、使用者側のそれぞれの主張について、具体的な金額を申し上げますと、労働者側からは、業種により差がありますが21円から51円アップの意見が出されました。それに対して、使用者側からは、いずれの業種も据え置きとする意見でありました。

検討小委員会として検討を行った結果、具体的な金額審議は今後の各専門部会に委ねることとして、「4業種すべて」について、全会一致で「改正決定することを必要と認める」との結論に至ったところです。

以上です。

石岡会長 はい、ありがとうございました。
ただいまの「小委員会報告」について何かご質問はございますでしょうか。
それから、小委員会の報告書、お手元のほうに配布してありますけれども、この点についてもご確認いただきまして、何か質問やご意見とかはございますか。

(委員から「特になし」の声)

産業別最低賃金改正決定の必要性の有無について(答申)

石岡会長 それでは、お諮りをしたいと思います。産業別最低賃金改正の必要性の有無についてでございます。

ただいまの「小委員会報告」のとおり、4業種について改正決定の必要あり、ということで決定をしたいと思います。異議ございませんでしょうか。

(委員の間から「異議なし」の声)

石岡会長 はい。異議がないようですので、小委員会報告のとおり本審として決定することにいたします。

(各委員に対し、答申文の案を配付)

石岡会長 ただいま、事務局から配布していただきましたけれども、答申文の案について委員の皆様にもご確認をいただきたいと思っております。

この案について、何かご意見とかはございませんでしょうか。

(委員の間から「異議なし」の声)

石岡会長 よろしいでしょうかね。はい。それでは、この答申文をもちまして答申をするということにしたいと思います。

賃金係長 それではここで、答申に移らせていただきます。
石岡会長から、請園労働局長に対し、答申をお願いいたします。

(石岡会長から、答申文を読み上げて、請園労働局長へ手交)

賃金係長 ありがとうございます。
以上をもちまして、答申を終わらせていただきます。
続きまして、請園労働局長より御礼のご挨拶を申し上げます。

局長挨拶

局長 ただいま、答申を確かにいただきました。皆様方におかれましては、8月7日に諮問させていただいたところでございますけれども、今年度は特にコロナ対策をしながらという形での議論をしていただきながら、4業種それぞれの申出人・参考人の意見聴取、そして慎重な審議をしていただきました、ということでございます。

この後、改正に対する諮問をさせていただくということで、次のステップに移ることになりますけれども、これまで同様、ご協力をぜひお願いしたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

(2) 青森県特定(産業別)最低賃金の金額改正について

産業別最低賃金の金額改正について(諮問)

賃金係長 続きまして、請園労働局長から、産業別最低賃金の金額改正について諮問を行わせていただきます。

(請園局長が、石岡会長の前方へ移動)

(請園局長から、石岡会長へ諮問文を読み上げて手交)

(各委員に対し、諮問文の写しを配付)

賃金係長 この後の議事運営につきましては、引き続き、石岡会長をお願いいたします。

産業別最低賃金専門部会の設置について

石岡会長 はい。それでは、次に専門部会の設置・運営についてです。ただいま、産業別最低賃金の改正諮問をいただきましたので、本審議会といたしまし

ては、最低賃金法第25条2項に基づく専門部会を設置し、産業別最低賃金の改正審議に入ることとなります。

今後の手続きについて、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

はい。今後の手続き等について説明をさせていただきます。今後、業種ごとに専門部会が設置されることとなり、本日から関係労使の意見聴取の公示及び専門部会委員候補の推薦を求める公示をいたします。

労働者代表委員、使用者代表委員それぞれ3名を選出いたしますので、その候補者を推薦していただくということになります。

専門部会委員の推薦公示期間は、本日から、来週9月23日水曜日までとさせていただきます。

委員推薦の公示、意見聴取の公示文を、労使各団体あて、今日いらっしゃるには、本日配布させていただきたいというふうに思います。短期間で大変申し訳ございませんが、委員の推薦方よろしくをお願いします。

また、公益委員におかれましては、本日、内諾書を後ほどお渡しいたします。できましたら、9月18日頃までにご記入の上、返送くださるようお願いいたします。

また、専門部会の担当につきまして、最終的に確認をさせていただきたいので、ちょっと、今日、審議会終わりましたら10分ほど時間をいただければというふうに存じます。

続いて、今後の産別最賃の審議日程ですが、前回お配りしております日程のとおりで変更はございません。

9月28日月曜日が鉄鋼、29日の火曜日が自動車小売、9月30日の水曜日が各種商品小売業、10月5日が電気機械器具等製造業、ということで、各々専門部会を開催いたします。

その上で、次の本審議会は、10月13日、13:30からとなっております。その審議会において、産別の最賃改正につきまして答申をいただきたいと考えております。日程の確保につきましてよろしくお願いいたします。

なお、産別の専門部会の委員の推薦公示が、先ほど申し上げたとおり、9月23日までということから、専門部会の開催通知、あと、任命のお知らせがですね、24日以降にならざるを得ないことということで、最初の鉄鋼が28日にもう始まるということですので、開催の通知のご案内が開催日ぎりぎりになります。

また、本日の配付資料につきましては、検討小委員会の資料と同じものでございます。

また、当局におきまして、今年実施いたしました「最低賃金基礎調査結果」のデータにつきましては、今後立ち上がる各専門部会におきまして、該当する業種の分を配付させていただくということにしております。

産別最賃は、行政主導による地域最賃の改正とは異なり、関係労使のイニシアティブにより改正される性格のものでございます。日頃から労使間の意思疎通、特に申出側でございます労働者側から使用者側への働きかけにつきまして、努めていただきまして、円滑な審議運営となりますようお願いを申し上げます。

事務局からは、以上でございます。

石岡会長 はい。ただいまの説明に対しまして、何か質問等はございませんか。

(委員の間から、「特になし」の声)

(3) その他

石岡会長 よろしいでしょうか。それから、その他、何か委員の皆さんからお話しておきたいことはございませんか。

(委員から、「特になし」の声)

6 閉 会

石岡会長 よろしいでしょうか。あと、事務局のほうもよろしいですか。

賃金室長 はい。

石岡会長 はい。それでは、本日の審議はこれで終了いたします。どうもお疲れ様でした。